

船舶事故調査報告書

令和4年3月23日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	浸水
発生日時	令和3年8月9日 12時30分ごろ
発生場所	滋賀県近江八幡市長命寺町西方沖（琵琶湖南東部） 岡山二等三角点から真方位006° 1.8海里付近 （概位 北緯35° 10.1′ 東経136° 02.9′）
事故の概要	プレジャーボート ^{スタイル} は、帰航中、高波を受けて浸水した。
事故調査の経過	令和3年8月20日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート style、2.2トン
船舶番号、船舶所有者等	253-34877滋賀、株式会社 style
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊
負傷者	なし
損傷	本船 主機等に濡損、甲板上の構造物全般に破損 養殖施設 固定用ロープの破断等
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南、風力 5、視界 良好 水象：波向 南、波高 約1.5m 本事故当時、台風9号が中国地方を北上しており、同台風は09時 ごろ温帯低気圧に変わったものの、その勢力を維持していた。 近江八幡市には、令和3年8月8日20時22分に強風注意報が発 表され、本事故時も継続中であった。
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者3人を乗せ、遊走の目的で 出航したものの、波が高かったので、反転して帰航していた際、高波 を受け、湖水が船尾部の舷縁を越えて船内に大量に流入し、機関室が 浸水して主機が停止した。 船長は、船内に流入した湖水を排水できず、主機も再始動できな かったので、110番通報を行った。 本船は、風波に圧流されて養殖施設に漂着した後、転覆した。 本船の乗船者は、全員が救命胴衣を着用しており、本船が転覆した 後、落水して養殖施設のブイ等に掴まっていたところ、来援した警察 の警備艇によって救助された。 本船は、後日、所属マリーナが手配した船舶で同マリーナにえい航 された。 船長は、台風9号が中国地方を北上していることを予め承知してい たが、携帯電話で同台風から変わった温帯低気圧が中国地方を通過し て日本海側に抜けたことを確認し、また、時折晴れ間が見られるよう になったので、同低気圧の影響は小さいと思い、出航することとし

	<p>た。</p> <p>船長は、近江八幡市に強風注意報が発表されていることを知らなかった。</p>
分析	<p>本船は、台風から変わった温帯低気圧の影響で波が高い状況下、船長が、携帯電話で同低気圧が日本海側に抜けたことを確認するなどして同低気圧の影響は小さいと思い、出航したことから、反転して帰航中、高波を受け、湖水が舷縁を越えて船内に流入し、浸水したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、台風から変わった温帯低気圧の影響で波が高い状況下、船長が、携帯電話で同低気圧が日本海側に抜けたことを確認するなどして同低気圧の影響は小さいと思い、出航したため、反転して帰航中、高波を受け、湖水が舷縁を越えて船内に流入し、浸水したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、台風や台風から変わった温帯低気圧が通過した後であっても、台風等の影響は広範囲に及ぶものなので、気象警報及び注意報の発表状況や最寄りの観測所における気象、海象データを確認した上で航行の可否判断を行うこと。 ・ 風波の影響を受けやすい小型船舶の船長は、強風注意報や波浪注意報が発表されている場合は出航を控えること。 ・ 琵琶湖を航行する船舶の船長は、航行の可否判断を行う際、国土交通省の川の防災情報 Web サイトから琵琶湖の海岸観測所における波高の観測値を確認すること。